

平成26年度第1回 千葉県情報公開推進会議
会議次第

日時：平成26年7月16日（水）

午前10時から

場所：千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

1 開 会

2 議 題

- (1) 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の改正について
- (2) 電磁的記録の写しの交付に際しての記録媒体の取扱いについて
- (3) 開示請求等運用状況について
- (4) 苦情処理等の報告について

3 その他

4 閉 会

千葉県情報公開推進会議委員名簿

(50音順)

区 分	氏 名	役 職 名 等	推 薦 団 体
学識経験者	いとう 伊藤 さやか	弁護士	
住民の代表者	かみたに 上谷 豪	なかまネット所長	中核地域生活支援センター連絡協議会
住民の代表者	くわはた かずこ 桑波田 和子	環境パートナーシップちば代表	環境パートナーシップちば
住民の代表者	さいとう たくみ 齋藤 匠	千葉県PTA連絡協議会会長	千葉県PTA連絡協議会
学識経験者	さ の よしふさ 佐野 善房	弁護士	
学識経験者	すげ の やすし 菅野 泰	弁護士	
学識経験者	まつむら まさお 松村 雅生	日本大学大学院法務研究科教授	
住民の代表者	わたなべ かおる 渡邊 薫	袖ヶ浦市商工会会長	千葉県商工会連合会

委嘱期間：平成25年7月7日から平成27年7月6日まで（2年間）

平成26年度第1回 千葉県情報公開推進会議
会議資料

平成26年7月16日

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の改正について

1 改正の内容

行政文書の全部を開示する場合（以下「全部開示決定」という。）に出す行政文書開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）（*注1）に、異議申立てや取消訴訟（以下「異議申立て等」という。）ができる旨の教示文（*注2）を入れるもの。

2 改正に至る背景

- （1）実施機関は異議申立て等を想定して全部開示決定をすることはないので、情報公開条例制定当初から開示決定通知書には教示文をいれていない。
- （2）しかしながら、対象文書の特定漏れ等について異議申立てがされている実態があり、また、県情報公開審査会の個別案件の審議において、委員から教示文のないことについて疑問視する意見が出されたところである。
- （3）このような実態が発生するのは、全部開示決定が通常の許可処分とは異なり、実施機関が特定した行政文書が、開示請求者の求めている情報と異なる場合があるなど全部開示決定の特殊性に起因するためである。
- （4）上記全部開示決定の特殊性から起因する実態を重視し、開示決定通知書に教示文を付し、異議申立て等ができる旨の明確化を図り簡易迅速な救済に資することが、より望ましいと考えられるため改正を行うこととしたい。

3 教示文を入れる様式について

別紙（案）のとおり

4 他県の状況について（H25年11月千葉県調査）

全部開示決定通知において教示をしているのは、1府3県（大阪府、山形県、三重県、沖縄県）であり、42都道県は教示をしていない。

国は、全部開示決定と部分開示決定が同じ様式であり、教示をしている。

*注1・・・開示決定通知書の様式は、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年千葉県規則第11号）第3条第2項に規定する別記第2号様式に定められている。

*注2・・・行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示。

(参 考)

【行政不服審査法】

第 57 条第 1 項

行政庁は、審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において単に「不服申立て」という。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

【行政事件訴訟法】

第 46 条第 1 項

行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

- 一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- 二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
- 三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

第二号様式(第三条第二項)

行政文書開示決定通知書

第 年 月 日 号 日

様

千葉県知事

印

年 月 日付けの開示請求について、千葉県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示することを決定したので通知します。

行政文書の件名		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
	場所	
開示の実施の方法		
担当課(所)	電話番号() -	
備考		

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注

- 1 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課(所)へ具体的な開示希望日時を申し出てください。あなたの御都合がよく、かつ、担当課(所)の職員が対応可能な別の日時を改めて指定します。
- 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

電磁的記録の写しの交付に際しての記録媒体の取扱いについて

<p>現状と 問題点</p>	<p>開示請求者が持参した記録媒体へのデータの複写は、県のシステムの安全性の問題から認めない運用をしているが、事務取扱要綱等に明確な規定がないため、出先機関窓口等において、開示請求者がCD-R等を持参して、データの複写を求めるケースがあり、対応の説明に苦慮している。</p>
<p>対応案</p>	<p>(要旨) ・実施機関側で用意した電磁的記録媒体（CD-R等）を使用する旨を、事務取扱要綱に明記する。</p> <p>(改正イメージ) ・事務取扱要綱に次の一文を追加し、取扱いを明確化する。</p> <p><u>電磁的記録媒体については、実施機関のシステムへの安全上、実施機関側で用意したものをを用いて、写しの交付を行うこととする。</u></p>
<p>参 考</p>	<p><国の取扱状況> 総務省の「情報公開事務処理の手引」によれば、「写しを作成する場合の記録媒体については、行政機関のシステムへの安全性を考慮して、開示を受ける者の持参した物ではなく、行政機関側で用意した物を用いて写しの交付を行うこととなる。」と明確に定めている。</p> <p><他の都道府県の取扱状況> 全国都道府県へのアンケートの結果では、京都府を除く全ての都道府県で本県と同様に認めていない。また22の道県で規定を設けている。</p> <p><規定例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンピュータウイルス感染を防止する観点から、請求者が持参する媒体を使用することは認めない。 (北海道、神奈川県、香川県、愛媛県など) ○ 供与物品の作成は、県の職員が県の機器及び県の物品を用いて行う。また未使用の記録媒体を使用する。 (宮城県) ○ 過去に使用されたことのある媒体及び請求者が用意する媒体は使用しない。 (佐賀県) など

1 請求等の状況

(1) 開示請求件数の推移

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
請求件数(件)	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,847
請求者数(人)	288	298	360	360	306	335	402	418	435	488	564

※請求件数は当該年度に開示・不開示の決定を行った件数を記載している。

(2) 実施機関別請求件数

年 度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
全 体	件数	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,847
	割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
知事部局	件数	4,392	4,159	11,732	6,564	9,504	19,724	27,606	28,583	11,702	4,866	8,934
	割合	28.7%	44.5%	56.7%	29.3%	56.7%	82.3%	75.6%	52.0%	54.2%	51.5%	69.5%
教 育 委 員 会	件数	8,037	4,158	7,654	13,720	4,290	2,359	7,361	25,614	8,235	2,900	2,969
	割合	52.5%	44.4%	37.0%	61.1%	25.6%	9.8%	20.2%	46.6%	38.1%	30.7%	23.1%
選挙管理 委員会	件数	166	287	447	359	2,374	1,295	348	387	331	32	21
	割合	1.1%	3.1%	2.1%	1.6%	14.2%	5.4%	1.0%	0.7%	1.5%	0.3%	0.2%
監査委員	件数	2,198	32	98	1,061	134	149	62	9	463	88	0
	割合	14.4%	0.3%	0.5%	4.7%	0.8%	0.6%	0.2%	0.0%	2.1%	0.9%	0.0%
人 事 委 員 会	件数	51	15	30	264	2	54	150	5	4	0	1
	割合	0.3%	0.2%	0.1%	1.2%	0.0%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
企業庁	件数	69	45	83	79	180	28	669	53	91	222	244
	割合	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	1.1%	0.1%	1.8%	0.1%	0.4%	2.3%	1.9%
その他	件数	386	658	658	387	278	370	314	348	773	1,348	678
	割合	2.5%	7.0%	3.2%	1.7%	1.6%	1.6%	0.9%	0.6%	3.6%	14.3%	5.3%

(3) 請求件数及び開示等の実施状況

年 度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
請求件数		15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,847
開 示	件数	8,739	4,588	11,312	8,878	7,905	5,673	5,819	12,397	10,519	3,534	7,203
	割合	57.1%	49.0%	54.6%	39.6%	47.1%	23.7%	15.9%	22.5%	48.7%	37.4%	56.1%
決 定	件数	5,251	3,094	8,306	12,456	7,395	17,208	30,114	40,671	8,508	5,232	4,786
	割合	34.3%	33.1%	40.1%	55.5%	44.1%	71.8%	82.5%	73.9%	39.4%	55.3%	37.3%
等	件数	1,151	661	1,031	1,042	1,333	857	511	1,673	2,468	622	756
	割合	7.6%	7.1%	5.0%	4.6%	8.0%	3.5%	1.4%	3.0%	11.4%	6.6%	5.9%
実 施	件数	75	27	1	2	66	184	15	3	16	3	4
	割合	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
状 況	件数	83	984	52	56	63	57	51	255	88	65	98
	割合	0.5%	10.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.5%	0.4%	0.7%	0.8%

※新条例下では、不存在は不開示決定に含まれる。

(4) 請求件数の各県比較

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
千葉県	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456
茨城県	6,974	6,718	4,156	15,062	8,955	5,092	5,391	3,872	5,319	7,713
栃木県	4,673	4,108	7,174	4,125	4,741	9,447	6,706	8,916	10,489	10,924
群馬県	2,166	4,223	2,409	12,127	9,716	12,133	5,724	9,161	8,951	3,581
埼玉県	7,315	10,272	11,696	11,071	16,004	14,387	13,982	9,642	11,638	19,494
東京都	3,297	3,533	3,467	4,621	4,949	5,833	7,311	10,638	11,635	11,314
神奈川県	5,349	6,953	22,746	15,649	21,113	14,368	15,256	7,695	6,911	5,744

※東京都は処分件数を1件として計上している。

2 不服申立ての状況

(1) 不服申立て事案の推移(件)

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
知事部局	9	17	30	10	24	62	61	20	15	11	16
教育委員会	10	6	8	3	23	26	5	4	6	3	28
その他	4	5	11	9	8	5	2	2	3	8	3
合 計	23	28	49	22	55	93	68	26	24	22	47

(2) 不服申立ての処理状況

時 点	不服申立件数	処理済					処理中		合 計
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審議中	検討中	
H25年度末	527	23	56	182	30	122	67	47	527
		413					114		

※件数はH13年度からの累計数

(3) 平成25年度の処理状況

25年度中の 処理件数	裁決・決定				取下げ	合 計
	認容	一部認容	棄却	却下		
	0	4	4	0		
	8				1	9

本県の情報提供の状況について

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していくためには、開示請求によるまでもなく、県政に関する情報を県民がいつでも見られるようにしておくことが大切である。

そして、大量請求等の問題を経験した本県においては、情報提供を推進することは開示請求制度の円滑な運用のためにも有効な施策であると考えられることから、情報提供施策の一層の推進に取り組む必要がある。

1 県政情報の公表について

県の基本計画、主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的に公表するため、「県政情報の公表に関する要綱」を制定し、千葉県文書館において公開している。

平成25年度の公表資料件数は、2,081件となっている。

主なものとしては、

「大気中の空間放射線量の測定結果」「千葉県毎月常住人口調査月報」「千葉県鉱工業指数月報」「千葉県内における熱中症による緊急搬送状況について」などである。

県政への透明性を高めるため、重要施策の情報発信やパブリックコメントを通じた積極的な公開のほかにも、徹底した情報公開を進め、県民への説明責任を果たしていくこととしている。

※千葉県ホームページ

千葉県では、重要な媒体であるインターネットによる情報提供として、千葉県ホームページを平成8年5月に開設している。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
アクセス数	89,737,219	120,819,992	101,923,274	108,461,468	137,831,605

2 行政資料有償頒布について

「行政資料有償頒布実施要綱」を制定し、県の作成する行政資料を文書館で一般県民向けに販売している。

平成25年度の頒布状況は、504種類の行政資料を頒布対象とし、292種類を販売した。

主なものとしては、「千葉県職員録（平成24年5月1日）」「公用文作成の手引」「平成25年度版 千葉県環境白書」などである。

平成25年度の主な公表情報

実施機関又は部局	公表件数	主な公表資料の名称（文書館行政資料室における公表）
総務部	172	知事等交際費執行状況
		庁議
		市町村長名簿の公表について
総合企画部	164	毎月勤労統計調査地方調査結果
		千葉県毎月常住人口調査月報
		千葉県鉱工業指数月報
健康福祉部	215	農薬を検出した冷凍食品に係る健康相談等の状況について
		食中毒の発生について
		感染症の予防のための情報提供について
環境生活部	208	大気中の空間放射線量の測定結果
		光化学スモッグの発令状況
		NPO・ボランティア活動ニュースレター
商工労働部	141	千葉県大規模小売店舗立地審議会の開催について
		ちばの旅
		観光情報
農林水産部	328	県産米の放射性物質検査結果について
		県産牛肉のモニタリング検査結果について
		県産農産物の放射性物質検査結果について
県土整備部	157	千葉県都市計画審議会の開催について
		東京湾アクアラインの交通量について
防災危機管理部	158	千葉県内における熱中症による緊急搬送状況について
水道局	22	発注見通しに関する事項の発表
企業庁	14	企業庁新経営戦略プランの実施結果について
病院局	20	救急の日 公開セミナーの開催について
教育庁	307	アクアラインマラソン実行委員会総会の開催について
		千葉県教育委員会会議資料
警察本部	52	交通安全運動
		訓令・通達
人事委員会他	123	議長交際費執行状況
計	2,081	

(平成26年3月31日現在)

主な有償頒布行政資料

平成25年度（平成26年3月31日末現在販売部数の多いもの）

	行政資料名	作成課	販売部数
1	千葉県職員録（平成25年5月1日）	総務課	10,539 (37)
2	公用文作成の手引	政策法務課	1,213 (103)
3	平成25年度版 千葉県環境白書 資料編	環境政策課	299
4	平成25年度版 千葉県環境白書	環境政策課	298
5	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成25年版）	人事委員会任用課	195
6	関東ふれあいの道 千葉県内ルートマップ	自然保護課	118 (7)
7	開発許可制度の解説（都市計画法編）	都市計画課	117 (2)
8	東日本大地震の記録	防災政策課	115 (5)
9	開発許可制度の解説（宅地造成等規制法編）	都市計画課	109 (2)
10	千葉県病院名簿（平成25年4月1日）	医療整備課	97 (2)
	その他		2,045 (35)
合計（504種類）		292種類	15,145 (193)
※販売部数欄の（ ）書の外数は地域振興事務所等分		販売額 6,020,090円 (ほか地域振興事務所分214,810円)	

平成24年度（平成25年3月31日末現在販売部数の多いもの）

	行政資料名	作成課	販売部数
1	千葉県職員録（平成24年5月1日）	総務課	10,937 (13)
2	公用文作成の手引	政策法務課	5,221 (458)
3	平成24年度版 千葉県環境白書	環境政策課	301
4	平成24年度版 千葉県環境白書 資料編	環境政策課	301
5	平成23年度版 千葉県環境白書	環境政策課	232 (1)
6	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成24年版）	人事委員会任用課	230
7	平成23年度版 千葉県環境白書 資料編	環境政策課	229 (1)
8	千葉県病院名簿（平成24年4月1日）	医療整備課	153
9	千葉県精神保健福祉ガイドブック平成24年3月	精神保健福祉センター	151 (54)
10	防災誌「関東大震災」	消防地震防災課	120 (6)
	その他		2,269 (65)
合計（443種類）		283種類	20,144 (598)
※販売部数欄の（ ）書の外数は地域振興事務所等分		販売額 7,017,000円 (ほか地域振興事務所分138,920円)	

苦情処理等の報告について

苦情処理状況（件）

（H26. 6. 30 現在）

年度 処理結果	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
実施機関に是正を求めた事案	4	1	1	6	5	7	6	5	0	2	37
実施機関の対応に不適切な点がなかった事案	7	9	12	19	4	9	16	10	14	0	100
行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案	9	2	2	0	0	0	3	3	2	0	21
取下げの事案	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
処理中の事案	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4
年度別苦情件数	20	12	16	25	9	16	25	19	17	5	164
（申出実人数）名	（6）	（2）	（2）	（2）	（6）	（2）	（2）	（2）	（1）	（1）	（10）